

令和2年度鎌倉芸術館指定管理業務 第1四半期実績評価書(4月から6月まで)

① 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務

施設利用件数	256 件	1,582,240 円
施設利用減免件数	2 件	19,010 円
施設利用承認・取消件数	1,234 件	
施設利用率(全体)	36.2 %	
施設回転率(全体)	22.8 %	
利用者数	2,940 人	
(1) 施設抽選会 施設予約管理システムによる自動抽選により、抽選会は円滑に進みました。 (ア) 一般抽選会 参加者はホール117組、ギャラリー7組、諸室66組でした。 (イ) 市民団体等優先予約抽選会 参加者はホール10組、ギャラリー1組でした。		
(2) 施設利用承認等事務 利用料金の徴収、利用申請後の利用変更の手続きは、適正に行われていました。		
(3) 施設利用料の徴収及び減免事務 施設利用料の徴収及び減免は、条例等の規定を遵守し、適切に事務処理が行われていました。		
(4) 利用者からの御意見 利用者からの御意見はありませんでした。		

② 施設等及び物品の維持管理に関する業務

保守点検日	0 日
休館日	56 日
(1) 施設管理に関する項目 別紙「施設管理に関する項目:チェック表」のとおり確認	
(2) 舞台設備等 別紙「施設管理に関する項目チェック表」のとおり確認	
(3) 事故等 賠償の対象となるような事故等はなく、適切な管理がなされました。	

③ 芸術文化の振興に関する業務

自主事業売上(チケット収入)		0 円	
(1) 実施した公演: 0件 実施はありませんでした。			
(2) 公演情報の周知 鎌倉芸術館ホームページ、アートナビ等にて公演情報を周知していることを確認しています。			
(3) 公演チケットの発売状況			
番号	公演日	公演名	配券率 (公演日もしくは第1四半期末時点)
1	4月19日	かまくらシネマ 無声映画『ノートルダムの鐘』～生演奏と語り付き ※2021/1/29に延期	0% (延期前45.4%)
2	4月19日	かまくらシネマ 無声映画『笑う男』～生演奏と語り付き ※2021/1/29に延期	0% (延期前35.7%)
3	3月15日	OZONE Collection Vol.3 小曾根真 featuring No Name Horses ※5/26に延期→中止	0% (中止前73.2%)
4	5月30日	ミュージカル・ガラ・コンサート 中川晃教×ソニン×伊礼彼方×藤岡正明 ※中止	0% (中止前99.8%)
5	6月6日	リサイタル・シリーズVol.27 牛田智大ピアノ・リサイタル ※中止	0% (中止前79.2%)
6	6月7日	見る、知る、満ちる！公演をより楽しむプレ講座「雅楽」はすごい！おもしろい！ ※中止	0% (中止前63%)
7	6月28日	鈴木大介とめぐる音楽の旅～リオから東京、そしてパリへ ※中止	0% (中止前24%)
8	7月12日	東京楽所「雅楽の世界」七夕に響く古の調べ ※中止	0% (中止前23.5%)
9	8月23日	音楽の絵本「トイ・ボックス」 ※中止	0% (中止前8.9%)
10	8月30日	竹に触れる、作る、奏でる「ありっ竹コンサート」 ※中止	0% (中止前0%)
11	9月1日	松竹大歌舞伎(第1部) ※中止	0% (中止前8.2%)
12	9月1日	松竹大歌舞伎(第2部) ※中止	0% (中止前3.9%)
13	9月20日	新イタリア合奏団with村治佳織	17.1%
14	10月4日	鎌倉音楽文庫 第3巻「シューマンと川端康成と」 仲道育代 シューマンの愛と狂気を弾く ※中止	0% (中止前13.7%)

④ その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

(1) 市町村文化施設などの地域との連携に関する業務

① 協議会等

開催はありませんでした。

② 市内公共施設との連絡

開催はありませんでした。

③ その他

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月9日～5月31日まで臨時休館
- ・3/17より継続し4/6まで地下道ギャラリーにて鎌倉芸術館の展示実施
- ・6/30に平塚市市民文化・交流課が、館内の視察に来館し、対応をしていました。

(2) 芸術館で開催する公演のチケット発券に関する業務

① 施設利用者のチケットの販売業務

芸術館利用者のチケット販売に関しては、芸術館利用者へのサービスの一環として、チケット販売委託業務を行い、ホームページ等による広報活動も行いました。

② チケットの作成業務

芸術館利用者へのサービスとしてチケットの作成業務を行いました。

(3) 情報紙の発行やホームページの作成など広報業務

① 情報紙の発行

情報紙「鎌倉芸術館アート・ナビ 2020夏号」の発行を行いました。
市内各戸にポスティングし、また、市役所を含む市内公共施設に配置しました。

② ホームページの作成

ホームページにより情報の提供を行いました。
また、フェイスブックを活用するなど情報提供に工夫がされています。

③ 広報かまくらによる情報提供

広報かまくらによる公演情報の提供を行いました。毎月15日号への定期的な掲載のほか、トピックス的な公演情報や鎌倉芸術館についてのお知らせ記事等も掲載しています。

④ ネット会員・かまくらアーツ・クラブ

無料会員「ネット会員」と有料会員「かまくらアーツ・クラブ」の登録受付を行いました。

6月末時点「かまくらアーツ・クラブ」会員数 540 人

(4) 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務

① 業務日報・月報のとおり、利用状況、入場者数など統計を行いました。

⑤ 全体評価

第5期指定管理期間の令和2年度第1四半期指定管理業務について、次のとおり評価します。
業務内容を十分に理解し、適正な対応がされています。自主事業に関して、今後は、新しい生活様式に適応した方法で実施することを期待します。

(1) 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務

利用承認事務については、公平で適正な事務処理が行われました。
施設利用率については、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、4月9日から5月31日までの間を休館したこと及び開館中も利用する機運が高まらず、低水準となりました。
予約抽選も、自動抽選により円滑に行われました。

(2) 施設等及び物品の維持管理に関する業務

施設の維持管理業務に関しては、施設の安全性や快適性にも十分配慮し、業務基準に適合した業務が行われました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策のため消毒の徹底等、適切な施設管理が行われました。舞台管理業務も、舞台設備の日常点検を始め、施設利用においても、利用者サイドに立った業務を行い、良好な管理業務を実施したと判定します。

(3) 芸術文化の振興に関する業務

今期の文化事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため公演は実施されませんでした。
今後、感染症予防対策を徹底しながら、特色ある公演を意欲的に取り組まれることを期待します。

(4) その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

アートナビの発行、かまくらアーツ・クラブの運営、ホームページなどによる情報の提供など、各業務が今期においても引き続き実施されました。

総評として、今期は新型コロナウイルス感染拡大防止のため余儀なく臨時休館となったが、休館前は市からの強い自粛要請に応じ、また感染防止策等を徹底し再開したことから指定管理業務については、一定の水準は満たしたと判定します。

令和2年度 施設管理に関する項目【チェック表】		第1四半期	4月分	5月分	6月分
項 目	点検内容	チェック欄	チェック欄	チェック欄	チェック欄
1 総括管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
2 設備機器保守運転業務					
ア 電気設備保守運転等業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
イ 空調和設備保守運転等業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
(ウ)点検業務					
a 冷温水発生機メンテナンス	切替点検2回+中間点検1回	☑	☑8日切替	-	-
a 貫流ボイラーメンテナンス	年1回	-	-	-	-
b ストレージタンク整備	年1回	-	-	-	-
ウ 給排水衛生設備保守運転等業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
エ 機器計器等点検業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑
3 保安警備業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
4 清掃業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
5 定期清掃業務	適宜報告	☑	☑	☑	☑
ア 石材	年6回(偶数月を実施 前庭のみ奇数月に実施)	☑	☑8日、15~16日	☑20日	☑3、10~11日
イ 弾性床材	年6回(偶数月に実施)	☑	☑8日、15~16日	-	☑3、10~11日
ウ カーペット、じゅうたん	年1回(2月・3月に実施 汚れは適宜)	-	-	-	-
エ コンクリート	年1回(9月に実施)	-	-	-	-
オ フローリング	年6回(偶数月に実施)	☑	☑8日、15~16日	-	☑3、10~11日
カ 磁器質タイル	年6回(偶数月に実施 前庭のみ奇数月に実施)	☑	☑8日、15~16日	-	☑3、10~11日
キ 窓ガラス	年6回(偶数月に実施)	☑	☑8日、15~16日	-	☑3、10~11日
ク サッシ	年1回(窓ガラスと併せて実施)	-	-	-	-
ケ 照明器具	年1回(11月に実施)	-	-	-	-
コ 換気扇	年1回(1月に実施)	-	-	-	-
6 環境衛生管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
ア 空気環境測定業務	年6回	☑	-	☑1日	-
イ 給水管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
a b 水質検査	年2回	-	-	-	-
c g j 受水槽、高架水槽、湧水槽清掃	年1回	-	-	-	-
d e f 汚水槽、雑排水槽、雨水槽清掃	年2回	-	-	-	-
i 受水槽保守点検	年6回(毎月の各種水槽点検と併せて実施)	☑	☑21日	☑28日	☑21日
h ストレージタンク清掃	年1回	-	-	-	-
ウ エ 害虫及び鼠の生息点検、防除業務	月1回	☑	☑8日	☑20日	☑3日
オ 汚水槽保守点検	年1回(毎月の各種水槽点検と併せて実施)	☑	☑10日	☑22日	☑5日
7 駐車場管理業務					
ア 駐車場運営業務	日報	☑	☑	☑	☑
イ 機械駐車設備保守点検業務	月1回	☑	☑8日	☑20日	☑3日
ウ 駐車管制設備保守点検業務	年2回	-	-	-	-
8 受付案内業務	月報	☑	☑	☑	☑
9 舞台等管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
10 中央監視設備保守点検業務	年1回の精密点検	☑	-	-	☑2~4日、8~12日
11 舞台照明設備保守点検業務	年1回の定期点検	-	-	-	-
12 舞台音響設備保守点検業務	年1回の定期点検	☑	-	-	☑15、16日
13 舞台機構設備保守点検業務	通常定期点検整備(年2回)	☑	-	☑16~18日	-
	機能点検(吊物・床機構)(年2回)大小	-	-	-	-
	レベル設定器定期点検(年2回)大	-	-	-	-
	CPU管理装置定期点検(年2回)小	-	-	-	-
	操作盤制御盤点検(年1回)	☑	-	-	☑3日
	絶縁低抗測定(年1回)	☑	-	-	☑3日
14 構内電話設備保守点検業務	年6回	☑	-	☑20日	-
15 受変電設備法定点検業務	年1回	☑	-	☑14日	-
16 昇降機設備法定点検業務	月1回				
	高速乗用昇降機4台(1~4号機)	☑	☑8日	☑20日	☑3日
	中速荷物用昇降機1台(5号機)	☑	☑8日	☑20日	☑3日
17 エスカレーター設備法定点検業務	月1回(大ホール利用休止中は実施せず)	☑	☑8日	☑19日	☑3日
18 消防用設備法定点検業務	1回				
	外観・機能点検 一式(6カ月点検)	-	-	-	-
	総合及び外観機能点検 一式(12カ月点検)	☑	-	☑20日	☑3日、17日

19	身体障害者用昇降機設備法定点検業務	月1回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 8日	<input checked="" type="checkbox"/> 22日	<input checked="" type="checkbox"/> 5日
20	直流電源設備法定点検業務	年1回				
		精密点検	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 17日
		簡易点検	-	-	-	-
21	煤煙濃度測定法定点検業務	年2回				
		ばいじん濃度測定 一式	-	-	-	-
		窒素酸化物濃度測定 一式	-	-	-	-
22	非常用発電設備法定点検業務	年2回				
		外観機能・作動点検 一式	-	-	-	-
		総合点検 一式	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 17日
23	シャッター設備保守点検業務	年1回				
		駐車場入口スチールシャッター	-	-	-	-
		大ホール搬入口スチールシャッター	-	-	-	-
		小ホール搬入口スチールシャッター	-	-	-	-
		ピアノ庫スチールシャッター	-	-	-	-
24	ピアノ保管業務	長期休館期間のうち6月から8月のみ	-	-	-	-
25	ピアノ保守点検業務(カワイ)	EX(ホール) 1台 年2回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 12日
		RX-6(練習室) 1台 年6回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 11日	-
26	ピアノ保守点検業務(スタインウェイ)	モデルD型(ホール) 1台 年2回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 12日
27	ピアノ保守点検業務(ペーゼントルファー)	Mod.290(ホール) 1台 年4回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 12日
28	ピアノ保守点検業務(ヤマハ)					
グランドピアノ(ヤマハ)		CF-ⅢS(ホール) 1台 2回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 12日	-
		S700E(リハ室) 1台 6回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 11日	-
		C7E(集会室) 1台 4回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 11日	-
アップライトピアノ(ヤマハ)		HQ31RS(練習室) 1台 6回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 12日	-
		UX30A(スタジオ) 1台 6回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 7日	-
		U30A(楽屋) 3台 4回(うち大ホール2台は2回)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 22日 小	-	-
29	ホール椅子保守点検業務	適宜報告	-	-	-	-
30	レジオネラ属菌調査業務	年1回	-	-	-	-
31	外構内庭植栽管理業務	剪定工 年1回以上	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 17日
		除草工 年1回以上	-	-	-	-
		施肥工 年1回	-	-	-	-
		消毒工 年1回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 5日
		灌水工 年1回	-	-	-	-
		中庭清掃工 5回以上	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 20日	-
32	機械警備業務	毎日22時～翌朝8時30分まで(年末年始は終日)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
33	自動ドア設備保守点検業務	DS型身体障害者用自動ドア6台 年4回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 3日
34	弱電設備保守点検業務	年1回	-	-	-	-
35	公共建築物定期点検業務	建築物 3年以内ごと(次回令和2年度)	-	-	-	-
		建築設備・昇降機 1年以内ごと	-	-	-	-
		防火設備(防火戸・防火シャッター・ドレンチャー)	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 3日
		昇降機	-	-	-	-
		エスカレーター	-	-	-	-
		身体障害者用昇降機	-	-	-	-
36	圧力容器点検業務	年1回	-	-	-	-
37	簡易専用水道検査業務	年1回	-	-	-	-
38	防火対象物定期点検業務	年1回	-	-	-	-
39	落下細菌検査業務	年1回	-	-	-	-

令和2年度 第1四半期判定評価表

No	判定評価項目	判定点	4月	5月	6月	計
1	定例の報告が次回報告するべき時期まで報告されなかった。(業務日報を除く)	3	○	○	○	9
2	期日を定められた報告の10日以上遅延(事前の遅延に対する了解がある場合を除く)	3	○	○	○	9
3	業務報告内容の不備(あらかじめ報告として求められている内容が示されない・添付されない)	3	○	○	○	9
4	報告内容に虚偽がある	40	○	○	○	120
5	利用者からのクレーム原因となった事由の原因が相当な場合	3	○	○	○	9
6	利用者からのクレーム後の処理が不適切で再クレームがあった場合	3	○	○	○	9
7	館内における利用者の事故に対する処理が不適切	3	○	○	○	9
8	協定等で定められたことに対し、正当な理由無く甲の指示・指導に従わない	10	○	○	○	30
9	協定書等あるいは仕様書とおりの業務の遂行がされない(予定業務の未実施、不履行)	20	○	○	○	60
10	故障等の放置及びその報告の遅れにより業務に支障が出た	10	○	○	○	30
11	安全措置の不備による事故の発生	30	○	○	○	90
12	個人情報の漏洩	100	○	○	○	300
13	災害に対する対応が不備	3	○	○	○	9
14	法定点検・定期点検結果の10日以上報告の遅れ	3	○	○	○	9
15	法定点検等の結果報告の遅延により、施設利用上の支障が出た場合	10	○	○	○	30
16	乙の責により利用者に重大な悪影響を及ぼす事態の発生等	20	○	○	○	60
17	業務の放棄・市との連絡調整を長期にわたり行わない	100	○	○	○	300
18	市と指定管理者が協議に基づき具体的に定める事項について市からの指導・指示に従わず、業務の遅延が出た	20	○	○	○	60
19	業務の怠慢(協定等で定める業務を指示・指摘を受けなければ行わない、指摘による期日を守らない)	30	○	○	○	90
20	施設の管理瑕疵により利用者に事故等が発生した場合	20	○	○	○	60
21	指定管理者の責により予定していた芸術文化事業が中止となった場合	20	○	○	○	60
22	清掃業務の仕上がりに対して妥当な指摘事項があり、手直しを行う事例が2回以上あった	10	○	○	○	30
23	関係者(その範囲については、市が定める)への連絡不備等	3	○	○	○	9
24	施設利用者等への対応不備	20	○	○	○	60
		487	0	0	0	1461